

鞍
報 NASUKARASUYAMA

那須烏山

— No.73 —

2011
October
10
Public Relations Magazine
of Nasukarasuyama City

台風15号の爪あと	2
市議会 9月定例会	4
平成22年度決算	5
市政情報	8
まちの話題	12
インフォメーション	14



負けないぞ！（9月10日、荒川小運動会）

台風15号の爪あと

9月21日の夜、非常に強い台風15号は栃木県を縦断し、那須烏山市にも大きな被害をもたらしました。暴風雨により、市内各所で土砂崩れや床上浸水などの被害が発生するなか、那珂川の水位がはん濫危険水位を超えたため、災害対策本部では避難所を開設し、城東及び表地区に避難勧告を発令しました。

災害対策本部を設置し対応

那須烏山市に大雨警報が発令されたのが21日午前7時45分。その後、10時33分に暴風警報が追加されました。午後2時には50mm前後の集中豪雨により各地で水害が発生。市では3時に災害対策本部を設置し、これらの対応に当たりました。

市内の雨量は、宇都宮地方気象台那須烏山観測所(森田)で、19日午後6時から21日午後9時までに233mmを観測。この台風により、城東、宮原、下境、向田地区などが冠水しました。災害対策本部では、市内に8か所の避難所を開設し、避難勧告地区や自主避難の100人を超える市民を受け入れました。さらにJR烏山線の運休、森田地内芳朝寺付近の土砂崩れによる市道全面通行止めなど、台風は市民生活に大きな影響を与えました。



○台風15号における災害対策本部の動き

時間	水害の状況、災害対策本部の動き
21日	<p>7:45 大雨警報発令 10:33 暴風警報追加 14:00 50mm前後の集中豪雨のため各地で水害発生 初音掘抜地内水路あふれ 野上アンダー冠水(7cm) 野上アンダー通行止め(15:40解除) 14:35 月次地内床下浸水 14:39 田野倉地内県道土砂崩れ 14:40 金井地内土のう積み 15:00 災害対策本部設置 初音掘抜地内土のう積み 15:10 大里地内土砂崩れ 15:25 岩子地内岩子橋水位1.8m 神長川西地内道路冠水 15:58 森田地内芳朝寺付近土砂崩れ(全面通行止め) 16:20 岩子地内岩子橋水位2.2m 田野倉地内県道片側通行可能 16:45 志鳥地内床下浸水(用水堀からあふれて) 岩子橋水位2.4m 17:46 田野倉地内土砂崩れ 18:41 上境地内土砂崩れ 下境保育園西側水田道路冠水 野上アンダー再度通行止め(20:20解除) 19:05 小倉地内(本郷)土砂崩れ 19:15 荒川橋警戒水位超過 水位3.2m(警戒水位3m) 19:48 小木須地内(川戸)床下浸水 19:50 市道野上神長線土砂崩れ(訓練高跡地付近) 消防団による神長側の交通整理→全面通行止め 小原沢地内(駒妙)県道土砂崩れ 19:53 田野倉地内土砂崩れ現場北側の2軒自主避難 20:02 高瀬地内土砂崩れ 片側通行止め 城東地内床下浸水 土のう積み(50袋) 三箇地内(入江野)土砂崩れ 向田地内床下浸水 20:30 小原沢地内(駒妙)県道片側通行止め 20:59 三箇地内(小館)増水 21:00 自主避難依頼 田野倉、小倉、高瀬、大里、小塙、森田、小白井、南大和久、藤田、三箇、野上、向田、落合、宮原、下境、他 21:06 表橋門(橋管)閉鎖 21:10 小倉地内(本郷)床上浸水 烏山ポンプ隊出動 住民は藤田公民館へ自主避難 21:30 避難所開設 保健福祉センター 21:35 暴風警報解除、洪水警報発令 21:40 避難所開設 烏山体育館、烏山南公民館、向田東公民館、向田体育館、境小学校、宮原公民館、藤田公民館 ※職員を配置し水・食料・毛布を配給 城東・表全地区避難勧告発令 22:00 全職員非常招集発令 22:10 藤田地内1軒自主避難 22:12 城東地内要救助者あり ゴムボートで救出 22:18 城東橋門閉鎖(水位3m) 水中ポンプ5台、大型水中ポンプ3台で排水 22:55 城東用水路減水始まる 22:57 城東地内バチンコ店付近路面増水 23:04 岩子橋水位5.1m 23:25 向田地内竹内橋手前冠水(全面通行止め) 23:40 向田地内竹内橋水位4m 23:50 那珂川水位6m、落合橋手前道路冠水 23:52 小河原地内冠水</p>
22日	<p>0:00 岩子橋水位4.8m 0:23 小白井地内道路冠水(全面通行止め) 0:49 下境地内床上浸水 1:03 岩子橋水位4.0m 1:12 向田地内向田橋冠水の危険(全面通行止め) 2:30 城東表橋門開放(水位1m) 6:00 城東・表地区避難勧告解除 7:03 岩子橋水位2.8m 7:05 大金地内電線断線</p>

※災害対策本部で把握した主な情報



⑤



⑥



⑦

①JR烏山線滝地内の復旧作業②田野倉地内の土砂崩れ③那珂川の増水により冠水した下境地区④森田地内で土砂崩れによる通行止め⑤向田地内荒川橋付近で堤防が決壊⑥増水した龍門の滝⑦熊田地内の県道陥没。

■ 総務課 危機管理室
0287-83-1111

市内における被害の状況
浸水家屋(住家)は、城東、宮原、下境、向田地区などを中心に、床上浸水が28棟(県内最多)、床下浸水が28棟(10月3日現在)となっています。また、市道で土砂崩れや路肩崩壊、倒木など40か所を超える被害があつたほか、河川敷の運動施設や農地なども被害を受け、台風15号の爪あとは深く残されました。
今回の水害は、3月の東日本大震災に続く大災害でした。現在、市では、市民の安全を守るために、これらの災害経験をふまえ、地域防災計画の見直しと危機管理マニュアルの策定を進めています。



平成22年度決算を認定し23年度予算を補正 市税条例等の一部改正、 市の境界変更等を議決

平成23年第6回須烏山市議会9月定例会が、9月6日から21日までの日程で開かれ、23年度補正予算や人事案件、那須烏山市税条例の一部改正など15議案が原案どおり可決されました。また、22年度の決算を認定、報告2件が承認されました。主な内容は次のとおりです。なお、一般質問など、詳しく述べは議会事務局(☎0287-88-7114)までお問い合わせください。

5会計の予算を補正 23年度補正予算

○一般会計

歳入・歳出ともに3億8375万3千円増額して、補正後の予算総額を144億5468万6千円としました。

主な内容は、コミュニティ助成事業に係る経費、緊急雇用創出事業を活用した行政文書整理事業、会計業務補助、保育料滞納整理事業、被災家屋等からのがれき処理のための臨時職員等の経費、各市有施設の管理及び修繕費、烏山・南那須両庁舎の管理及び整備費、あすなろ作業所新築工事の国庫補助内示に伴う予算振替、社会福祉事業寄付金の基金積立、仮設住宅浄化槽の維持管理費、がん検診推進事業費、農業者戸別所得補償制度推進事業費、藤

田のライスセンターや梨・トマト選果場の再編整備費、農業用用排水施設整備費、道路維持管理費、市内各公園の管理費、被災工場等敷地復旧工事助成金、農業用施設等復旧助成金、教材の購入費、興野集会所の改修費、こぶし台コミュニティセンターの改築費、県・市単独の農林業用施設復旧事業費、保育園・幼稚園等の修繕・復旧工事費等です。

簡易水道は、震災及び老朽化に伴う施設の修繕及び取替工事費、県道牧野大沢線埋設水道管の布設替工事費1198万3千円を増額して、1億1603万円としました。

○企業会計

水道事業は、大金台浄水場及び水道庁舎修繕費として収益的支出を468万円増額して、5億2201万7千円としました。

○特別会計

中国青海省・アメリカメノモニー訪問事業費を減額しました。

22年度の決算認定

一般会計と8つの特別会計(國民健康保険、熊田診療所・老人保健・後期高齢者介護保険は、介護給付費、地域別所得補償制度推進事業費、藤

医療・介護保険、農業集落排水事業、下水道事業、簡易水道事業及び企業会計(水道事業)の決算が認定されました。詳しく述べは、5~7ページの決算記事をご覧ください。

人事

教育委員会委員の任命同意

5人の教育委員会委員のうち、11月29日で任期満了となる滝口由美子委員を再度委員に任命することに同意しました。

固定資産評価審査委員会委員の選任同意

固定資産評価委員が11月29日に任期満了となるため横山通有委員、岩附淳一委員の再度の選任、新たに鈴木英男氏の選任を同意しました。

■市の工事請負等契約

(前月20日までの入札結果、単位は千円、250万円以上)

事業名	箇所	業者名	金額	工期
消防ポンプ自動車購入(第1分団第2部及び第7分団第5部)	屋敷・元田及び鴻野山・芦生沢・こぶし台	(株)モリタ	30,397	9/8~3/18
(仮称)向田いきいきふれあいセンター改修工事	向田	(株)荒井工務店	29,022	9/5~10/28
下江川中学校災害復旧工事	下川井	荒井工業(株)	31,500	9/7~11/30
富士見台工業団地線道整備交付金工事その4	藤田	(株)中山建設	18,795	9/7~11/30
富士見台工業団地線道整備交付金工事その5	藤田	(株)荒川建設	27,510	9/7~11/30
南那須B&G海洋センター改修工事	岩子	荒川・荒井 特定建設工事共同企業体	119,700	9/20~2/20

※入札等に関するお問い合わせは、総務課管財係☎0287-83-1111まで。

条例の一部改正

固定資産税等の12月に係る納期の変更に伴う関係条例の整備

固定資産税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の12月の納期限を12月25日から12月28日に変更するための税条例等、関係条例の一部改正です。

税条例等

23年度税制改正による地方税税法の一部改正に伴う寄付金税額控除、過料、軽減税率の特例等及

び市民税の前納報奨金廃止に伴う一部改正です。

災害弔慰金支給等条例

災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に一定の場合に限り死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹を加えるための一部改正です。

B&G海洋センター設置、管理及び使用料条例

23年度税制改正による地方税税法の一部改正に伴う寄付金税額控除、過料、軽減税率の特例等及

その他議決事項

事業の施行 東日本大震災(28か所)及び台風6号豪雨災害(3か所)による農地農業用施設災害復旧事業を実行するものです。

不足比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付けて報告しました。詳しくは、7ページをご覧ください。

22年度健全化判断比率及び資金不足比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付けて報告しました。詳しくは、7ページをご覧ください。

市の境界変更 県営江川南部I地区土地改良区区画整理事業の施行に伴う那須烏山市及びさくら市の境界変更を栃木県知事に申請するものであります。

財産の取得 消防ポンプ自動車2台を取得するものです。

報告事項等

財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出 地方自治法の規定により、財

市の境界変更に伴い那須烏山市及びさくら市間ににおける財産処分の協議をするものです。

23年度農地農業用施設災害復旧



平成22年度の決算状況

一般会計 約135億円

市総合計画3年目、「ひかり輝くまちづくり」の実現を目指す

教育、福祉、医療、保健（健康）、安心・安全、環境など「市民の生活優先」を基本とした予算を編成し、積極的に各種事業の展開を図つてきました。

歳入については、世界的な金融・経済危機により市税収入が昨年度に引き続き減少となる一方、市債については、学校施設の耐震化及び道路網の整備等により、合

併特例債や臨時財政対策債が増額となりました。

とする教育関連施策等を重点的に取り組んできました。

運営を強いていますが、合併関連事業を積極的に実施するとともに、定住促進や企業誘致対策、緊急経済対策事業をはじめとした雇用対策、少子高齢化対策など福祉の充実、学校耐震化対策を中心

平成22年度那須烏山市の一般会計、特別会計、企業会計の決算がまとまりましたのでお知らせします。

歳入については、世界的な金融・経済危機により市税収入が昨年度に引き続き減少となる一方、市債については、学校施設の耐震化及び道路網の整備等により、合

併特例債や臨時財政対策債が増額となりました。

運営を強いていますが、合併関連事業を積極的に実施するとともに、定住促進や企業誘致対策、緊急経済対策事業をはじめとした雇用対策、少子高齢化対策など福祉の充実、学校耐震化対策を中心

とする教育関連施策等を重点的に取り組んできました。

また、3月11日に発生した東日本大震災で甚大な被害を受けたことから、1日も早く、安心して暮らせるまちづくりを目指して復旧・復興を図ると共に、安心・安全対策に全力で取り組んでいきます。

詳しくは、次ページで紹介します。

22年度は「那須烏山市総合計画」3年目にあたり、「ひかり輝くまちづくり」の実現を目指した施策を着実に推進するため、

歳入については、世界的な金融・経済危機により市税収入が昨年度に引き続き減少となる一方、市債については、学校施設の耐震化及び道路網の整備等により、合

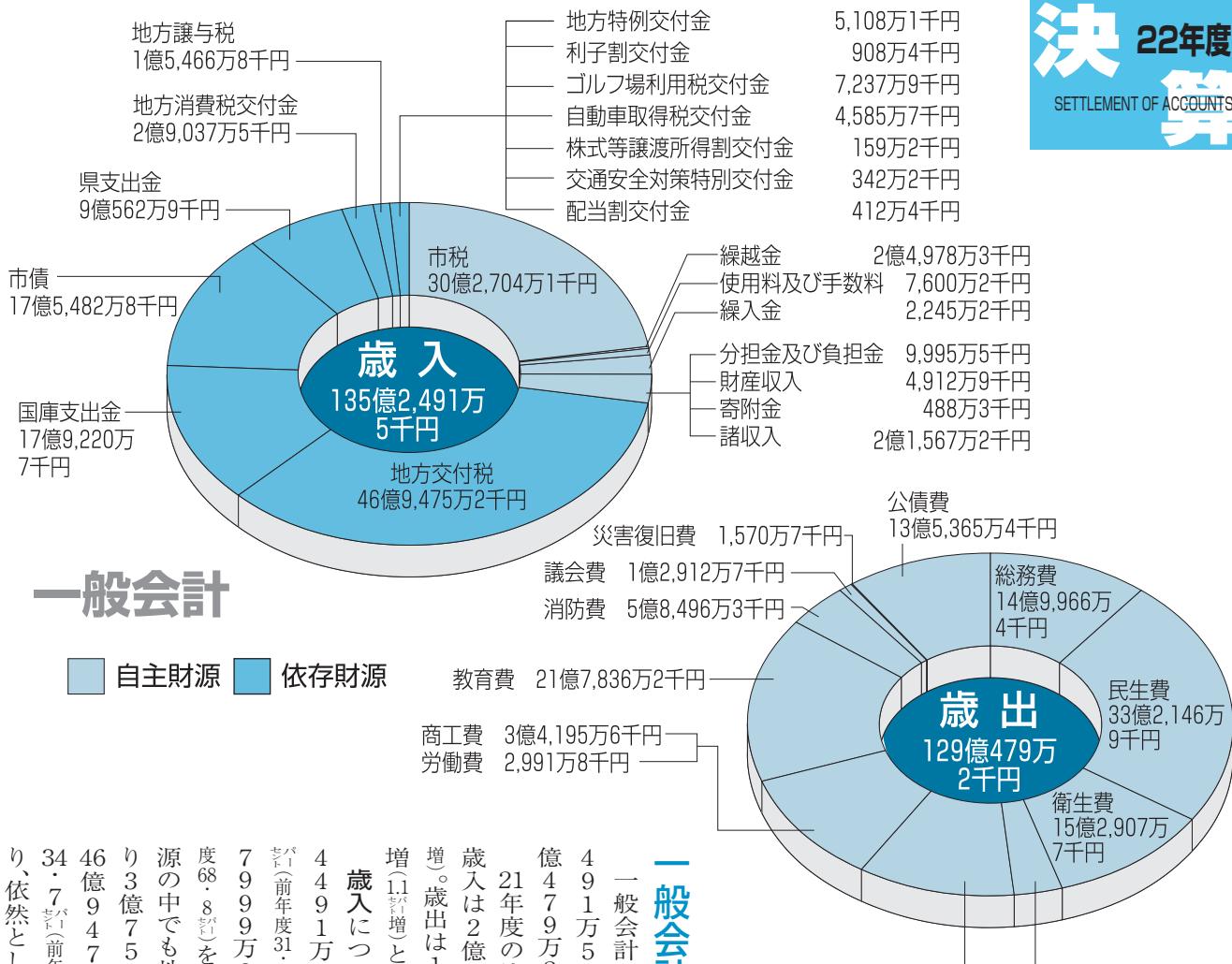
併特例債や臨時財政対策債が増額となりました。

運営を強いていますが、合併関連事業を積極的に実施するとともに、定住促進や企業誘致対策、緊急経済対策事業をはじめとした雇用対策、少子高齢化対策など福祉の充実、学校耐震化対策を中心

とする教育関連施策等を重点的に取り組んできました。

また、3月11日に発生した東日本大震災で甚大な被害を受けたことから、1日も早く、安心して暮らせるまちづくりを目指して復旧・復興を図ると共に、安心・安全対策に全力で取り組んでいきます。

詳しくは、次ページで紹介します。



一般会計は、歳入が135億2,491万5千円で、歳出が129億479万2千円となりました。歳入は2億1,125万円増(1.6%)となりました。歳出は1億4,090万9千円増(1.8%)となりました。

21年度の決算額と比較すると、一般会計は、歳入が135億2,491万5千円で、歳出が129億479万2千円でした。

歳入について、自主財源は37億8千円で、依存財源は97億8千円を占めています。依存財源の中でも地方交付税は前年度より3億7,595万円の増となり、依然として交付税依存型の財

政となっています。自主財源の市税は、対前年度比4308万6千円で4.4%の減です。世界経済の低迷と金融危機の影響により、市民税、固定資産税が減収となつたことが要因です。自動車取得税交付金も景気低迷により減額となりました。

歳出の主な事業について、総務費は、前年に比べて大幅に減となりました。財政調整基金積立金が前年度比約2億1,800万円の減となつたほか、前年度の定額給付金事業費約4億7,880万円の減などが要因です。

民生費は、子ども手当給付事業の創設及び社会福祉施設整備費が増額の要因です。子育て支援、子ども医療費助成、高齢者及び障がい者福祉支援対策の充実に努めました。

衛生費は、水道事業会計繰出金、じんかい・し尿処理費、病院費などの広域行政事務組合負担金、浄化槽設置設備費及び健康診査事業費などです。

労働費は、新たな雇用対策事業として緊急雇用創出事業に取り組みました。

農林水産業費は、前年度の競争力強化生産総合対策事業の終了に伴い減額となりました。また、民間企業と連携した特産品開発に取り組みました。

商工費は、中小企業振興資金貸付金を増額し、地元企業・商業経営を支援しました。また、市観光振興ビジョンに基づく「まちなか観光ネットワーク事業」等の観光振興対策を実施しました。

土木費は、合併特例債や道路整備交

付金を活用して12路線を整備しました。辺地道路整備事業は引き続き田野倉

曲畠線を実施。新たに橋梁長寿化修繕計画策定事業により安全な生活基盤整備に努めました。

消防費は、災害等の非常時に備え、消防施設・消防水利施設の整備を図り、市民の安全・安心対策に努めました。

教育費は、鳥山中学校校舎強・改修事業及び鳥山小学校体育館改築事業により増額となっています。奨学基金事業、英語コミュニケーション事業、サタデースクールなど学校教育支援対策に取り組みました。文化面では、引き続き



鳥山中学校の校舎補強・改修事業

烏山城跡確認調査事業、長者ヶ平官衙遺跡保存事業を実施しました。体育施設では、烏山運動公園テニスコート改修を実施しました。

災害復旧費は、東日本大震災に伴う事業費です。

公債費は、前年度に繰上償還を実施した影響により、元利償還金が13億5円の減額となりました。

特別会計

国民健康保険の事業勘定は、歳入35

億8,177万4千円、歳出33億9,08

4万円。同会計の診療施設勘定は、歳入1億5,906万6千円、歳出1億2,844万7千円でした。七合診療所の受診者が増えたことに伴い、全体で増加

になっています。

※事業勘定は、国民健康保険事業の運営に係る会計で、診療施設勘定は境診療所・七合診療所の運営に係る会計です。

企業会計

公営企業会計の水道事業は、収益的

収入が5億7,830万5千円、同支出は5億3,187万円。資本的収入は、1

億7,460万8千円、同支出が4億2,443万8千円でした。水道水の安定供給のため、愛宕台に新たに配水池を整備し、この配水池を24年度に供用開始するため、送水ポンプ場用地を取得しました。

熊田診療所は、歳入が5,631万8千円、歳出は4,894万1千円でした。老人保健は、歳入8,63万7千円、歳出は8,26万4千円。老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行したことに伴う再清算確定のための予算執行でした。

後期高齢者医療は、歳入2億6,52

9万3千円、歳出2億6,294万7千円でした。

介護保険は、歳入が21億9,604万4千円、歳出は21億3,498万4千円でした。

※収益的収支は、サービス提供の対価としての料金収入や人件費、物件費、固定資産の減価償却費など。資本的収支は、効果が次年度以降に及ぶもので、施設整備費や企業債の元金償還金、企業債収入などです。

健全化判断比率等の公表

財政健全化法による健全化判断比率4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と資金不足比率は次のとおりです。()内は、那須烏

山市における早期健全化基準です。どちらか一つでもこの基準を超えた場合は、健全化計画の策定が義務付けられます。

実質赤字比率　なし(13.63%)
連結実質赤字比率　なし(18.63%)

実質公債費比率　11.5%(25.0%)
将来負担比率　58.2%(35.0%)

■資金不足比率(資金不足のある公営企業なし)

特別会計・企業会計

介護保険

歳入	35億8,177万4千円
歳出	33億9,084万円
■国民健康保険(診療施設勘定)	
歳入	1億5,906万6千円
歳出	1億2,844万7千円
■熊田診療所	
歳入	5,631万8千円
歳出	4,894万1千円
■老人保健	
歳入	863万7千円
歳出	826万4千円
■後期高齢者医療	
歳入	2億6,529万3千円
歳出	2億6,294万7千円

農業集落排水事業

歳入	6,691万4千円
歳出	6,103万9千円

下水道事業

歳入	3億7,005万7千円
歳出	3億5,086万7千円

簡易水道事業

歳入	1億917万8千円
歳出	1億273万3千円

水道事業(公営企業会計)

収益的収入	5億7,830万5千円
収益的支出	5億3,187万円
■水道事業(公営企業会計)	
資本的収入	1億7,460万8千円
資本的支出	4億2,443万8千円

所得税・市県民税軽減措置のお知らせ

東日本大震災により被害を受けた皆様へ

東日本大震災により資産に被害を受けた場合、要件により所得税(国税)や市県民税の税負担が軽減されます。

○住宅や家財等に損害を受けた場合

震災などで事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者は、その損失を事業所得の計算上、必要経費に算入することができます。なお、東日本大震災に係る損失は、5年間繰り越せます(純損失が生じたとき)。さらに、納稅者が平成22年分と平成23年分のいずれか有利な年分での算入を選択できます。

震災などで住宅や家財、その他生活に必要な資産に損害を受けた場合、その損害の金額、取り壊しや修繕に要した費用(災害関連支出)に基づき算定した金額を所得控除として計上できます。所得税において雑損控除を適用し申告した場合、その内容は市県民税にも反映されます。

雑損控除(所得税・市県民税)

災害減免法による減免(所得税)
震災などで住宅や家財に損害を受け、その損害額が時価の50%以上の場合に、納稅者の所得の段階

ます。

災害減免法による減免(所得税)

震災などで住宅や家財に損害を受け、その損害額が時価の50%以上の場合に、納稅者の所得の段階

に応じ、所得税の全額または一部を免除することができます。

一部を免除することができます。適用は「雑損控除」と重複できません。どちらの要件も満たす場合は、有利な方を選択します。

条例による減免(市県民税)

住宅に半壊以上の被害を受けた場合の軽減措置ですが、ほとんどの対象者は申請済です。未申請の方、新たな対象者には市から通知します。なお、「雑損控除」と重複して適用で

○雑損控除の要件等

対象者が多い雑損控除の詳細について説明します。

(1) 要件等

① 対象となる「主な資産」

納稅者本人、または納稅者と生計を一にする所得金額が38万円以下の配偶者及びその他の親族の所有する資産(住宅、門扉、家財、家具、什器、衣類、書籍、家電品、1個又は1組の価格が30万円以下の貴金属、書画、骨董、美術工芸品等、車両、墓石等)

② 対象となる「災害関連支出」

a 土砂その他障害物を除去するための支出で、災害のやんだ日の翌日から1年以内に支出した

イ 被災資産の取壊し・除去のための支出

b 原状回復のための支出(被災資産の口

被災資産を使用できるようにするための支出で、災害のやんだ日の翌日から1年以内に支出した

c 損壊防止のための支出
※原状回復の費用などが該当
砂敷きの費用などを除く
や地盤沈下・液状化現象が生じた宅地の土盛りや土

表2 雑損控除に必要な手続き及び必要書類

適用	手続き方法	必要書類等	
22	確定申告を済ませている人(事業所得を有する方。その他、サラリーマンで医療費控除の適用を受けた方など)	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの②被害を受けた家屋の取得価額が分からぬ場合は、その面積が分かるもの③被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの④被害を受けたことにより受けた保険金等の金額が分かるもの⑤市町村から「災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書の写し⑥還付金を受ける場合の振込先金融機関名、支店名及び口座番号の分かるもの⑦印鑑⑧平成22年分の所得税の確定申告書の控え	
	平成22年分所得税の更正の請求	⑨上記①～⑦のほか、適用する年分の所得金額や所得控除の分かるもの(源泉徴収票や保険料控除証明書など)	
23	確定申告を済ませていない人(年末調整のみのサラリーマンなど)	平成22年分所得税の確定申告	
平成23年分所得税の確定申告			

*計算の結果、損失額を翌年以降に繰り越すこととなった場合、適用年の翌年分以降連続して確定申告することが必要となります。

*平成23年分での適用を予定されている方は、現時点では⑨の準備は不要です。